

関東信越税理士会 熊谷支部5月例会次第

日時 平成26年5月7日(水)
午前9時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

(1) 4月 7日(月)	例会・署との協議会	於	ホテルガーデンパレス
(2) 4月 7日(月)	支部会報部会	於	ホテルガーデンパレス
(3) 4月 7日(月)	支部女性部会	於	ホテルガーデンパレス
(4) 4月 7日(月)	支部電子申告推特別委員会	於	ホテルガーデンパレス
(5) 4月15日(火)	支部青年部会	於	支部事務局
(6) 4月17日(木)	支部研修部会	於	支部事務局
(7) 4月18日(金)	埼玉司法書士会熊谷支部定時総会	於	マロウドイン熊谷
(8) 4月18日(金)	支部福祉共済部会	於	支部事務局
(9) 4月24日(木)	正副支部長・署との協議会	於	熊谷税務署
(10) 4月24日(木)	正副支部長・地域長会議	於	支部事務局
(11) 4月24日(木)	支部税務支援対策部会	於	支部事務局
(12) 4月25日(金)	社会保険労務司会熊谷支部通常総会	於	ホテルガーデンパレス
(13) 4月25日(金)	支部広報部会	於	支部事務局

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 支部例会・署との協議会
日時 5月7日(水)午前9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 支部研修会
日時 5月7日(水)午前10時40分～12時30分
内容 「国税不服審判所の現場から見た審査請求手続き」
講師 弁護士 石井 亮氏
- (3) 支部監事会
日時 5月7日(水)午後4時00分～
場所 支部事務局
- (4) 支部予算編成会議
日時 5月7日(水)午後5時30分～
場所 支部事務局
- (5) 本会理事会・支部長会
日時 5月12日(月)午後1時00分～
場所 パレスホテル大宮
- (6) 支部ソフトボール・野球部結成式
日時 5月12日(月)午後6時30分～
場所 甲子園第二球場
- (7) 支部理事会
日時 5月13日(火)午後4時00分～5時30分
場所 日本政策金融公庫
- (8) 支部ゴルフ愛好会主催コンペ
日時 5月16日(金)
場所 熊谷ゴルフ
- (9) 支部総務部会
日時 5月16日(金)午後6時00分～
場所 支部事務局
- (10) 大里地区租税推進協議会
日時 5月19日(月)午後2時00分～
場所 埼玉県産業技術総合センター北部研究所

- (11) 正副支部長・署との協議会
 日時 6月2日(月)午後4時00分～
 場所 熊谷税務署
- (12) 正副支部長・地域長会議
 日時 6月2日(月)午後4時45分～
 場所 支部事務局
- (13) 顧問相談役会・関連組織懇談会
 日時 6月2日(月)午後6時30分～
 場所 いづみ寿司
- (14) 県連理事会・常務理事会・支部長会
 日時 6月6日(水)
 場所 埼玉県税理士会館
- (15) 大宮支部60周年式典
 日時 6月10日(火)午後3時00分～
 場所 パレスホテル大宮
- (16) 支部総務部・福祉共済部合同部会
 日時 6月11日(水)正午～
 場所 ホテルガーデンパレス
- (17) 例会・署との協議会
 日時 6月11日(水)午後1時20分～
 場所 ホテルガーデンパレス
- (18) 支部総会
 日時 6月11日(水)午後3時30分～
 場所 ホテルガーデンパレス

3. その他の協議報告事項

(1) 講師派遣

熊谷商工会議所日商簿記3級講習会講師 村田克也会員

(2) 政治連盟代議員支部推薦(敬称略)

① 関東信越税理士政治連盟代議員

前嶋修身 本塚雄一郎 渡辺 実 寺山智久 大谷宏一

② 埼玉県税理士政治連盟代議員

前嶋修身 本塚雄一郎 木本英男 萩原直幸 渡辺 実 中村敏行
 寺山智久 中村文男 木藤久丹江 藤野佳子 山崎造成 大久保匡志
 吉田貴之 福島繁夫 山本文子 大谷宏一

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

電話・FAX 番号変更

本田 章 TEL・FAX 507-6463

6. 次回例会予定

日時 6月11日(水) 午後1時20分～ 支部例会・署との協議会
 // 3時30分～ 支部第34回定期総会
 // 5時00分～ 祝賀会

場所 ホテルガーデンパレス

バス 午後1時00分 熊谷駅南口・熊谷市役所発

e-tax・L-taxの利用を推進しましょう。

昨年に引き続き、本年も節電の取り組みが必要とされていることから、支部におきましてもクールビズを実施させていただいております。

埼税協熊谷地域5月例会

平成26年5月7日(水)

会務報告

26. 4. 8(火) 常務理事会・地域長会

(時間・場所) 11:00～ 浦和ロイヤルパインズ

- (協議事項)
- (1)地域活動費配布について(暫定払い)
 - (2)地域助成金について
 - (3)全税共プレキャンペーンについて
 - (4)平成25年度事業報告(案)平成26年度事業計画(案)について
 - (5)海外研修旅行について
 - (6)提携希望企業について
 - (7)その他

26. 4. 8(火) 大同生命福祉共済事業推進会議・表彰式

(時間・場所) 14:30～ 浦和ロイヤルパインズ

- (協議事項)
- (1)平成25年度推進報告と平成26年度推進計画
 - (2)大同生命報告とDVD視聴
 - (3)地域計画協議と発表
 - (4)表彰式

26. 4. 22(火) 日本生命税理士VIP代理店推進協議会

(時間・場所) 15:30～ 大宮ラフォーレ清水園

- (協議事項)
- (1)平成25年度状況確認
 - (2)平成26年度事業計画(案)検討
 - (3)平成26年度施策(案)検討
 - (4)意見交換

26. 4. 23(水) あんしん財団推進協議会

(時間・場所) 15:30～ 大宮ラフォーレ清水園

- (協議事項)
- (1)平成25年度あんしん財団推進実績について
 - (2)平成26年度あんしん財団推進目標及び推進施策について
 - (3)あんしん財団新事業について
 - (4)ブロック別分科会

平成26年5月吉日

熊谷地域組合員 各位

埼玉県税理士協同組合
熊谷地域長 天笠 裕司

埼玉税協 県北4地域合同
大同生命「地域推進会議」の開催について（案内）

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび県北4地域合同で埼玉税協福祉共済事業（大同生命『総合事業保障プラン』）の地域推進会議を下記のとおり開催することとなりました。

大同生命『総合事業保障プラン』は税理士事務所が代理店（登録・紹介）となり推進するもので、事務所にも関与先にもメリットのある制度です。

なおこの地域推進会議は組合員の皆様に埼玉県税協福祉共済事業について広く知っていただくために開催しております。大同生命の代理店以外の組合員の先生方にも多数ご出席賜りたいと考えております。

ご多用中とは存じますが、ぜひ皆様ご参加くださいますようお願い致します。

敬具

記

日時： 平成26年6月19日（木） 午後4時30分より

場所： キング・アンバサダー・ホテル熊谷（JR熊谷駅 徒歩10分）

埼玉県熊谷市筑波1-99-1

Tel . 048-501-0077

- 内容：（1）埼玉県税協の推進施策と推進状況
（2）税理士事務所の保険推進事例紹介（ビデオ研修等）
（3）『総合事業保障プラン』の商品内容 他

* 会議終了後に懇親会（無料）を開催致します。

* その他ご不明な点は、地域長または事務局あてご照会ください。

以上

お手数ながら、6月9日（月曜日）までに出席のご回答をFAXにて連絡ください。

事務局 行（FAX 048-521-9612）

地域推進会議 出 席 欠 席

懇 親 会 出 席 欠 席

氏 名

平成 26 年 5 月 7 日

熊谷支部会員各位

関東信越税理士会 熊谷支部
支 部 長 渡 辺 実
税 務 支 援 対 策 部

確定申告期税務支援アンケート結果報告

関東信越税理士会熊谷支部会員の皆様方におかれましては日頃から支部活動にご協力いただきまして誠にありがとうございます。確定申告期の税務支援事業に関するアンケートの結果をご報告いたします。

◎アンケート期間 平成 26 年 4 月 2 日～4 月 9 日

◎回収件数/熊谷支部会員総数 37/162 (回収率 23%)

1. 深谷コミュニティセンター会場での申告指導について

[主な意見]

- ・「税務署に電話したら 9 時～16 時に行けばやってくれると言われた」と言って 12 時に来た納税者がいた。納税者に受付時間をしっかり知らせるようにしてほしい。
- ・ 納税者のプライバシー保護に配慮すべき（隣の納税者、待っている納税者との間に何もなく声が聞こえている状態の改善が必要）。
- ・ 受付担当の方法が事前の打ち合わせと異なっていた。
- ・ 住宅取得控除の申告を受けると相当の時間を費やすことになるので申告件数を増やすために「住宅取得控除を受ける方は対象外です」との一文を広報ふかやを初めとした案内文に明記すべき。
- ・ 受付を熊谷税務署のベテラン職員が担当してくれたので流れがスムーズだった。
- ・ 新しい ID の発行には時間がかかるので、パスワードの統一化を図るべき。
- ・ 昼食弁当が脂っこい。食べづらい。野菜や麺類等の軽いものにしてほしい。
- ・ 実施要領には午後 4 時までとあったのに、午後 5 時まで相談に対応した。
- ・ 申告に来る若い人はパソコンの取り扱いを十分できるので自ら行ってもらうように指導して欲しい。
- ・ 相談機関の短縮、広報のあり方の再検討が必要。

2. 商工会議所・商工会での青色申告指導について

[主な意見]

- ・ 地域の税理士複数によりローテーション担当していくのが望ましいのでは。
- ・ 代理送信担当に年配者や代理送信のできない方が割り当てになっていた。若くてパソコンに強い人にしてほしい。
- ・ 専門の税理士としたらどうか。
- ・ 商工会側も電子申告に慣れてきており現状のままでよいです。

3. 農業青色申告指導について

[主な意見]

- ・不動産所得がメインの人、株の譲渡、取用など税務支援とはいえない内容の申告が多く、線引きが必要。
- ・作成済の申告書・決算書が大量に用意されており、「これらをチェックして欲しい」とのこと。これが申告指導といえるのか？（JA くまがや）
- ・検算のみというところが多い。税理士が行う青色申告指導といえるのか疑問。
- ・完成済の申告書の不備をチェックするだけのために会員を派遣するのは疑問あり。
- ・パソコンを利用しない手書の申告書作成で計算誤りや復興特別所得税の記入漏れ等の誤りが多かった。自動計算できるようにしてほしい。
- ・JA 妻沼会場の相談会場はとても寒かった。改善して欲しい。

4. コールセンターの税務相談について

[主な意見]

- ・熊谷支部に関しては、国税局会場より高崎サテライト会場の方がよい。
- ・昨年に比べると改善されている。
- ・通勤時間を考えると熊谷支部からは高崎サテライト会場の方がよい。
- ・午後の休憩を2回欲しい。
- ・机の上が暗いので電気スタンドを設置してほしい。
- ・0番を選択した納税者が全てコールセンターに入ってきている。本来税務署で対応すべき納税者をコールセンターに回さないようにしてほしい。
- ・休日も税務署での電話相談窓口を開けて欲しい。

5. 金融機関での申告指導について

[主な意見]

- ・提出名簿の取り扱い方がよくわからなかった。

6. たつ巻被災者に対する税務支援について

[主な意見]

- ・良好であった。
- ・相談者各人の内容が異なり対応が難しかった。
- ・税務署作成のエクセルの雑損控除計算シートは便利だった。
- ・非常に良かった。

7. 会員事務所での申告相談について

[主な意見]

- ・初回のみ限定であることをアピールした方がいい。
- ・ここ何年も実績がない。この形での税務支援は疑問。
- ・他の税務支援が充実しているので必要なく廃止すべき。

- ・ 会員事務所での申告相談自体の PR 不足。
- ・ 当番会員事務所の PR をもっとすべき。
- ・ 申告相談に応ずる姿勢を表明することはよいことであるが、利用者が少ないのは残念。

8. その他、税務支援全般に関してのご意見

[主な意見]

- ・ 全員参加型ではなく、希望する税理士に多く日数を割り当てるべき（70歳以下）。
- ・ 災害時の対応について（連絡の方法等）あらかじめ定めておくのが良い。
- ・ 大雪時の中止指示を早めに出せないか？
- ・ 2/17 朝の時点でも道路に通常歩行できないほどの雪が残っており、非常に危険だった。車でも大幅に時間がかかり、車が一部破損した。緊急対応をどうするかを検討をお願いします。
- ・ 大雪についての相談が何件かありました。
- ・ 平成 26 年分の確定申告時には、大雪被害にあった農業所得者のビニールハウス、一般家庭でのカーポート、自動車の損害に関する質問が多数予想されるので、これらに関する事前の研修を十分行ってほしい。
- ・ 今年のような大雪の場合には中止も検討すべきであり、その場合には連絡を早めに。
- ・ 雪の翌日などは開始時間を遅らせてもらう等の対応をお願いしたい。
- ・ 大雪の時は柔軟な対応をとるべきことを事前に打ち合わせておいてほしい。今回は大きな事故等がなかったたようだが無理や強行をすべきではない。
- ・ 大雪などの悪天候の場合には、担当税理士の裁量により時間変更の相談を可能にする等の事前の取り決めをしてほしい。
- ・ 降り積もる雪が帰路の安全に支障をきたす恐れがあるなら時間の切り上げも必要。
- ・ 緊急時に備えた連絡網の整備、取り決めが必要。
- ・ 支部へ提出する名簿の取り扱い方がよくわからなかった。

※ ご協力ありがとうございました。

平成26年度

特定健診対象者(40歳以上75歳未満)の皆様へ

—— 関東信越税理士国民健康保険組合 ——

巡回健診のご案内

- ① **健診日・健診会場**：裏面「26年度巡回健診日程表」をご覧ください、ご都合のよい会場をお選びください。
- ② **対象者**：原則、特定健診対象者(40歳以上75歳未満の被保険者の方)
※ 受診日現在、組合の被保険者資格を喪失した方は受診できません。
- ③ **検査項目**
- ▶ **基本検査**
 - ▶ **オプション検査**
 - ・大腸がん検査(便潜血2回法)
 - ・腹部超音波検査
 - ・PSA検査(男性のみ)
 - ・眼底検査
 - ・胃部X線検査
 - ・乳腺超音波検査(女性のみ)
 - ・子宮頸部がん検査(女性のみ)
 - ・ペプシノーゲン検査
 - ・腫瘍マーカー検査(AFP:肝臓)
 - ・腫瘍マーカー検査(CEA:消化器)
 - ・腫瘍マーカー検査(CA125:卵巣・子宮)(女性のみ)
 - ・腫瘍マーカー検査(CA19-9:膵臓・胆道)
 - ・腫瘍マーカー検査(SCC:扁平上皮がん)
 - ・ピロリ菌抗体検査
 - ・アレルギー検査(スギ)
- ④ **申込方法**：別紙の申込用紙に必要事項をご記入の上、下記委託業者へお申し込みください。
【FAX番号】0120-052-858
株式会社 あまの創健 巡回健診企画室
- ⑤ **申込締切**：各会場とも健診日の2週間前
- ⑥ **健診料**：基本検査は無料で受診できます。(特定健診対象者のみ)
※ オプション検査は有料となりますが、オプション検査の合計が1万円を超えた場合は人間ドック等補助金を利用できます。
※ 40歳未満・後期高齢者の方も受診できますが、上記条件とは異なりますので別紙「40歳未満の被保険者が受診する場合」又は「75歳以上の組合員が受診する場合」をご覧ください。
- ⑦ **支払方法**：受診後に送付される結果報告書に同封の振込用紙にてお支払いください。
※ 人間ドック等補助金を利用された場合は、補助金額を差し引いた金額のご請求となります。また、健診料の合計が補助金額未満の場合、自己負担はありません。
- ⑧ **その他**：巡回健診を受診いただくと特定健診を受診したものとみなされます。

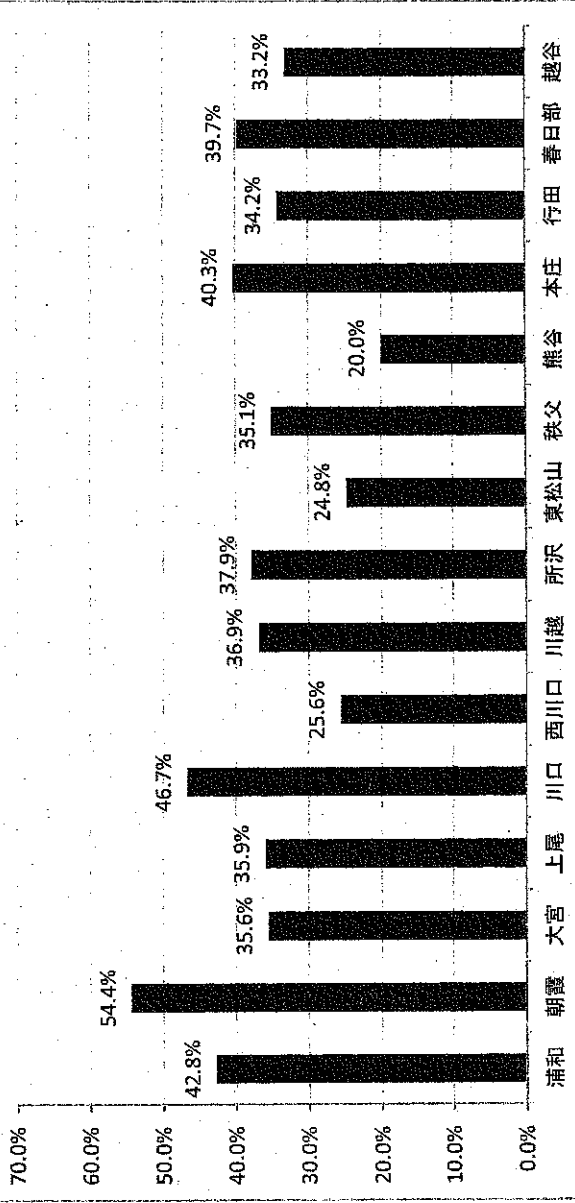
健診結果は組合へ送付されます。当該契約により収集された健診結果等の個人情報、組合で適正に管理し、集計・分析・特定保健指導以外の目的での使用はありません。ご不明な点は、組合(048-631-2211)までお問い合わせください。

平成25年度・特定健診受診状況(埼玉県)

■支部別受診率

支部名	対象者数	受診者数	受診率
浦和	505	216	42.8%
朝霞	182	99	54.4%
大宮	461	164	35.6%
上尾	256	92	35.9%
川口	486	227	46.7%
西川口	293	75	25.6%
川越	474	175	36.9%
所沢	422	160	37.9%
東松山	109	27	24.8%
秩父	57	20	35.1%
熊谷	235	47	20.0%
本庄	72	29	40.3%
行田	146	50	34.2%
春日部	350	139	39.7%
越谷	391	130	33.2%
合計	4,439	1,650	37.2%

支部別受診率



■資格区分別受診率

支部名	税理士		勤務税理士		職員		家族					
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数				
浦和	145	65	44.8%	16	7	43.8%	179	85	47.5%	165	59	35.8%
朝霞	43	27	62.8%	9	7	77.8%	82	47	57.3%	48	18	37.5%
大宮	144	53	36.8%	26	15	57.7%	152	56	36.8%	139	40	28.8%
上尾	83	33	39.8%	8	4	50.0%	74	24	32.4%	91	31	34.1%
川口	107	57	53.3%	11	5	45.5%	210	126	60.0%	158	39	24.7%
西川口	70	19	27.1%	11	5	45.5%	123	31	25.2%	89	20	22.5%
川越	132	52	39.4%	19	6	31.6%	166	68	41.0%	157	49	31.2%
所沢	102	39	38.2%	25	12	48.0%	164	62	37.8%	131	47	35.9%
東松山	27	7	25.9%	1	0	0.0%	54	13	24.1%	27	7	25.9%
秩父	12	2	16.7%	2	2	100.0%	22	9	40.9%	21	7	33.3%
熊谷	62	16	25.8%	10	1	10.0%	80	10	12.5%	83	20	24.1%
本庄	23	9	39.1%	1	1	100.0%	28	13	46.4%	20	6	30.0%
行田	30	14	46.7%	8	2	25.0%	64	22	34.4%	44	12	27.3%
春日部	120	50	41.7%	5	1	20.0%	112	49	43.8%	113	39	34.5%
越谷	111	39	35.1%	8	0	0.0%	163	62	38.0%	109	29	26.6%
合計	1,211	482	39.8%	160	68	42.5%	1,673	677	40.5%	1,395	423	30.3%

※集計対象 ■費用決済を伴う健診分(特定健診受診):平成25年4月~平成26年1月受診分 ■人間ドック等受診分:平成25年4月~平成26年3月受診分

平成25年度 関東信越税理士会熊谷支部の実施した研修結果報告書
(研修規則第11条による)

関東信越税理士会 熊谷支部

月日	時	時間	科目	研修内容	講師	謝金額	会場	対象地域及び会員数	受講員数	受講率(%)
5月7日	2			平成25年税制改正	望月茂先生		がデパ がデパ			
8月7日	1			市制報告会	富岡清市長		がデパ			
9月9日	1.5			成年後見の実務	武田靖先生		がデパ			
10月7日	1.5			電子化と書面添付	萩原直幸先生		がデパ			
(県北7 ポグ研修)	4			消費税・相続税の今後の対応	岩下忠吾先生		がデパ			
11月6日	2			国会研修	小泉龍司衆議院議員		衆議院会館			
11月14日	1			税理士法研修	税務署総務課長		がデパ			
12月5日	2			雑損控除と農業青色研修	税務署担当官		がデパ			
1月14日	4			確定申告研修	税務署担当官		がデパ			
2月7日										
9	回	19	時間				合計			

一、参加奨励のための具体的方策について

二、受講料等の会費徴収（その金額）について

研修責任者

清水 茂昭

日時 平成26年5月7日(水)
9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) e-Taxの一層の普及及び定着について

(総務課)

(2) 平成26年租税教育セミナーの開催について

(総務課)

席上配付資料「平成26年度 租税教育セミナーのご案内」参照

(3) 平成 25 年分申告所得税延納分について (管理運営部門)
納期限：平成 26 年 6 月 2 日 (月)

(4) 「集中電話催告センター室における閉庁日の電話催告の実施」について (徴収部門)
実施日：平成 26 年 6 月 1 日 (日)
対象者：主に消費税及び地方消費税が納付期限までに納付されていない納税者
で平日の日中に不在の者
問合せ先：関東信越国税局納税コールセンター
納税者専用ダイヤル：048-740-1500 (午前 8 時 30 分～午後 5 時の間)

(5) 国税通則法等の改正 (事前通知関係) について (個人課税部門)
別添 1 「国税通則法等の改正 (事前通知関係) について」参照
別添 2 「税務調査手続に関する F A Q (税理士向け)」参照

(6) 平成 26 年分路線価図等の公開について (資産課税部門)
別添 3 「平成 26 年分の路線価図等の閲覧について」参照

(7) 「領収証」等に係る印紙税の非課税範囲の拡大について (法人課税部門)
別添 4 「「領収証」等に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました」参照

(8) 納付が確認できない源泉徴収義務者に対する照会等の実施について (法人課税部門)
対象者：納付の確認できない徴収義務者
実施方法：電話による照会又は実地確認
実施時期：4 月下旬から 5 月下旬
担当者：個人・資産・法人課税部門及び酒類指導官部門職員

添付書類

- 1 「国税通則法等の改正（事前通知関係）について」 (個人課税部門)
- 2 「税務調査手続きに関するFAQ（税理士向け）」 (個人課税部門)
- 3 「平成26年分の路線価図等の閲覧について」 (資産課税部門)
- 4 「「領収証」等に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました」 (法人課税部門)

席上配付資料

- 「平成26年度 租税教育セミナーのご案内」 (総務課)
- 「平成26年度版 マイカーと税金」 (県税事務所)

国税通則法等の改正（事前通知関係）について

1 改正の概要

平成26年度税制改正において国税通則法及び税理士法（以下「国税通則法等」といいます。）の一部が改正され、税務代理権限証書に、納税義務者への事前通知は税務代理人に対して行われることについて同意する旨（以下「事前通知に関する同意」といいます。）の記載がある場合には、当該納税義務者への事前通知は当該税務代理人に対して行えば足りることとされました（平成26年7月1日以後に行う事前通知から適用）。

また、国税通則法等と併せて税理士法施行規則が改正され、税務代理権限証書の様式が改訂されました。改訂後の税務代理権限証書には、「過年分に関する税務代理」欄及び「調査の通知に関する同意」欄が設けられています。

（参考）

税務代理権限証書の提出日	使用する様式
平成26年6月30日以前	改訂前の税務代理権限証書
平成26年7月1日以後	改訂後の税務代理権限証書（当分の間改訂前の様式も使用可）

2 改正後の対応

今後、税務代理権限証書を作成する際には、①納税義務者にこの制度を説明した上で、「事前通知に関する同意」の有無を確認するとともに、②「事前通知に関する同意」が示された場合には、税務代理権限証書にその旨を記載してください。

また、納税義務者への事前通知が税務代理人に対して行われた場合には、通知された事項を納税義務者に確実に伝えてください。

3 「事前通知に関する同意」を記載した税務代理権限証書の提出

納税義務者から「事前通知に関する同意」が示された場合には、その全ての税目について、「事前通知に関する同意」を記載した税務代理権限証書（以下「同意を記載した税務代理権限証書」といいます。）を提出してください。

例えば、法人の調査においては、一般的には、法人税、消費税（地方消費税を含みます。以下について同じ。）及び源泉所得税の調査が同時に行われますので、消費税や源泉所得税についても、納税義務者から「事前通知に関する同意」が示されているのであれば、その旨を記載した税務代理権限証書を提出してください（一部の税目でも「同意を記載した税務代理権限証書」の「1 税務代理の対象に関する事項」欄に記載がない場合には、当該調査の事前通知は納税義務者にも行われます。）。

また、納税義務者から「事前通知に関する同意」が示された場合には、その後、納税義務者の意思に変更がない限り、「同意を記載した税務代理権限証書」を継続して提出してください（直近の年分・事業年度等について税務代理権限証書を提出していたとしても、「事前通知に関する同意」の記載がない場合には、原則として納税義務者にも事前通知が行われます。）。

（注）1 直近の年分等について税務代理権限証書の提出がない場合には、原則として納税義務者のみに事前通知が行われます。

2 直近の年分等について「同意を記載した税務代理権限証書」を提出すれば、同意の記載がない税務代理権限証書を提出していた過去の年分等については、「同意を記載した税務代理権限証書」を再提出する必要はありません。

なお、新たに税務代理を委任された場合など、税務代理権限証書を提出していなかった過去の年分等

があるケースについては、国税庁ホームページに掲載されている「税務調査手続に関するFAQ（税理士向け）」の間7をご覧ください。

【留意事項】

- 「同意を記載した税務代理権限証書」は、平成26年6月30日以前であっても提出することができます。ただし、この場合には、改訂前の税務代理権限証書を使用することとなりますので、税務代理する税目や「事前通知に関する同意」の記載漏れにご注意ください。
- 源泉所得税（源泉徴収に係る復興特別所得税を含みます。）についても、税務代理を委任されている場合には、税務代理権限証書を提出してください。
- 申告書・税務代理権限証書を提出した後に、納税義務者から「事前通知に関する同意」が示された場合には、「同意を記載した税務代理権限証書」について、①翌年分等の申告の際に提出するのか、②既に申告書等を提出した直近の年分等について再提出するのかを納税義務者とも相談してください。

なお、①の場合には、提出までの間の事前通知は納税義務者にも行われますので、できる限り、既に申告書等を提出した直近の年分等について再提出してください。

(注)1 相続税については、翌年分等の申告がありませんので、申告書・税務代理権限証書の提出後に納税義務者から「事前通知に関する同意」が示された場合には、速やかに「同意を記載した税務代理権限証書」を再提出する必要があります。

2 事前通知が行われた際に「同意を記載した税務代理権限証書」の再提出を申し出ても、認められないことがあります。

- 「同意を記載した税務代理権限証書」を提出した後に納税義務者の意思に変更があった場合、「事前通知に関する同意」を記載しない税務代理権限証書を再提出することもできますが、税務代理人に事前通知が行われた際にその旨を伝えても差し支えありません。

4 「事前通知に関する同意」の記載

「事前通知に関する同意」については、税務代理権限証書の提出日に応じて、次により記載してください。

《平成26年6月30日以前に税務代理権限証書を提出する場合》

改訂前の税務代理権限証書の「2 その他の事項」欄に、「上記の代理人に税務代理を委任した事項（過年分の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。）に関して調査が行われる場合には、私（当法人）への調査の通知は、当該代理人に対して行われることに同意します。」と記載する。（※その他、平成26年6月30日以前に、改訂前の税務代理権限証書を提出する場合の「2 その他の事項」欄への同意の記載例は、別添「※【同意の記載例（平成26年6月30日以前に旧様式の税務代理権限証書を提出する場合）】」参照）

《平成26年7月1日以後に税務代理権限証書を提出する場合》

改訂後の税務代理権限証書の「調査の通知に関する同意」欄にレ印を記載する。

【留意事項】


- 「事前通知に関する同意」については、税務代理権限証書に記載する必要があります。口頭や税務代理権限証書以外の書面は認められません。
- 共同代理の場合には、それぞれの税務代理人が提出する税務代理権限証書に「事前通知に関する同意」を記載してください。

5 照会等

今回の改正内容や税務代理権限証書の記載方法等に関する一般的な照会等については、平成26年6月30日までは、税理士会で取りまとめた上で、国税局に問合せを行うこととする。

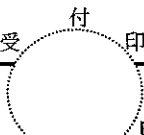
【同意の記載例（平成 26 年 6 月 30 日以前に税務代理権限証書を提出する場合）】

1 過年分について税務代理権限証書（全税目）を提出している場合

受 付 印 	※整理番号
年 月 日 殿	税 務 代 理 権 限 証 書
税 理 士 又 は	氏名又は名称
2 その他の事項	
上記の代理人に税務代理を委任した事項（過年分の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。）に関して調査が行われる場合には、私（当法人）への調査の通知は、当該代理人に対して行われることに同意します。	

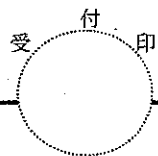
2 過年分について税務代理権限証書を提出していない場合

（①新たに税務代理を委任された場合、②税務代理は委任されていたが一部の税目について税務代理権限証書を提出していない場合）

受 付 印 	※整理番号
月 日 殿	税 務 代 理 権 限 証 書
税 理 士 又 は	氏名又は名称
2 その他の事項	
上記の税目に関して調査がある場合には、上記の年分等より前の年分等についても税務代理を委任します。また、上記の代理人に税務代理を委任した事項（過年分の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。）に関して調査が行われる場合には、私（当法人）への調査の通知は、当該代理人に対して行われることに同意します。	

（注） 過年分の税務代理権限証書に源泉所得税の記載がない場合には、直近年分の税務代理権限証書の「1 税務代理の対象に関する事項」欄に源泉所得税を記載し、かつ、「2 その他の事項」欄に上記のとおり記載してください。

《改訂後》



税務代理権限証書

※整理番号

年 月 日 殿	税 理 士 又 は 税 理 士 法 人	氏名又は名称 事務所の名称 及び所在地 連絡先	電話() - 電話() -
		所属税理士会等	税理士会 支部 登録番号等 第 号

上記の税理士を代理人と定め、下記の事項について、税理士法第2条第1項第1号に規定する税務代理を委任します。

過年分に関する 税務代理	下記の税目に関して調査が行われる場合には、下記の年分等より前の年分等（以下「過年分」といいます。）についても税務代理を委任します（過年分の税務代理権限証書において上記の代理人に委任している事項を除きます。）。【委任する場合はレ印を記載してください。】	<input type="checkbox"/>
調査の通知に関する同意	上記の代理人に税務代理を委任した事項（過年分の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。）に関して調査が行われる場合には、私（当法人）への調査の通知は、当該代理人に対して行われることに同意します。【同意する場合はレ印を記載してください。】	<input type="checkbox"/>
依 頼 者	氏名又は名称 住所又は事務所の所在地	⑩ 電話() -

1 税務代理の対象に関する事項

税 目 <small>（該当する税目にレ印を記載してください。）</small>		年 分 等
所得税（復興特別所得税を含む） ※申告に係るもの	<input type="checkbox"/>	平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
法人税（復興特別法人税・地方法人税を含む）	<input type="checkbox"/>	自平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
消費税及び地方消費税（譲渡割）	<input type="checkbox"/>	自平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
所得税（復興特別所得税を含む） ※源泉徴収に係るもの	<input type="checkbox"/>	自平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 （法定納期限到来分）
税	<input type="checkbox"/>	
税	<input type="checkbox"/>	
税	<input type="checkbox"/>	
税	<input type="checkbox"/>	

2 その他の事項

※事務処理欄	部門	業種	他部門等回付	() 部門
--------	----	----	--------	--------

税務代理権限証書の記載要領

- 1 「税理士又は税理士法人」の「事務所の名称及び所在地」欄には、税理士事務所又は税理士法人の名称及び所在地を記載するとともに、税理士法人の従たる事務所において実務を担当している場合には、「連絡先」に当該従たる事務所の所在地等を記載してください。
- 2 本文中「~~税理士~~
~~税理士法人~~」の文字は、税理士が提出する場合には下段の「税理士法人」を二重線等で抹消し、税理士法人が提出する場合には上段の「税理士」を二重線等で抹消してください。
- 3 以下に該当する場合はレ印を記載してください。
 - (1) 「過年分に関する税務代理」欄

「1 税務代理の対象に関する事項」の「税目」欄に記載した税目に関する調査の際には、「1 税務代理の対象に関する事項」の「年分等」欄に記載した年分等より前の年分等（以下「過年分」といいます。）についても税務代理を委任する場合。
（注）過年分の税務代理権限証書において、今回委任する代理人（以下「代理人」といいます。）に委任している事項を除きます。
 - (2) 「調査の通知に関する同意」欄

代理人に税務代理を委任した事項（過年分の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。）に関する調査の際には、依頼者への調査の通知は、代理人に対して行われることに同意する場合。
- 4 「依頼者」の各欄には、依頼者の氏名又は名称、住所又は事務所の所在地を記載してください。

なお、相続税の場合は、依頼者である相続人ごとに税務代理権限証書を作成することに留意してください。
- 5 「1 税務代理の対象に関する事項」欄には、税務代理を委任する税目にレ印を記載し、当該税目の区分に応じた年分等を記載してください。また、表記税目以外の税目について税務代理を委任する場合は、当該税目及び年分等を記載してください。

（注）1 相続税の場合は、「年分等」欄に、相続開始年月日を「○年○月○日相続開始」と記載してください。
2 税務官公署の調査の際に、源泉徴収に係る所得税（復興特別所得税を含む）について税務代理を委任する場合も、当該税目にレ印を記載してください。
- 6 「2 その他の事項」欄には、税理士法第2条第1項第1号に規定する税務代理の対象から除く事項がある場合にその事項を記載してください。また、当該税務代理の範囲を特に限定する場合にはその旨を記載してください。
- 7 「※整理番号」及び「※事務処理欄」は記載しないでください。

＜平成 26 年 4 月改訂＞

税務調査手続に関するFAQ（税理士向け）

- 問1 平成 26 年度税制改正において事前通知に関する規定が改正されましたが、その概要を教えてください。【平成 26 年 4 月追加】
- 問2 「本制度」については、平成 26 年 7 月 1 日以後に行われる事前通知から適用することとされていますが、それ以前（例えば、平成 26 年 5 月に平成 26 年 3 月決算法人の申告書を提出する場合）でも、「事前通知に関する同意」を記載した税務代理権限証書を提出することができますか。【平成 26 年 4 月追加】
- 問3 これまでに提出した所得税（法人税）に関する税務代理権限証書には、「事前通知に関する同意」を記載していませんでしたが、顧客納税者の方から「事前通知に関する同意」が示されたので、次回の申告の際には、「同意を記載した税務代理権限証書」を提出することを予定しています。その際には、これまでに税務代理権限証書を提出した過去の年分等についても、「同意を記載した税務代理権限証書」を再提出する必要がありますか。【平成 26 年 4 月追加】
- 問4 相続税の申告の際に税務代理権限証書を提出しましたが、この税務代理権限証書には「事前通知に関する同意」を記載していませんでした。その後に顧客納税者の方から「事前通知に関する同意」があった場合、「同意を記載した税務代理権限証書」を再提出する必要がありますか。【平成 26 年 4 月追加】
- 問5 顧客納税者の方から「事前通知に関する同意」が示された場合、税務代理権限証書にどのように記載すればよいですか。【平成 26 年 4 月追加】
- 問6 税務代理の委任を受けている法人から「事前通知に関する同意」があった場合には、法人税以外の税目についても「同意を記載した税務代理権限証書」を提出する必要がありますか。【平成 26 年 4 月追加】
- 問7 納税者の方から新たに税務代理を委任されましたが、それより前の年分等については、別の税務代理人が「同意を記載した税務代理権限証書」を提出していました。納税者の方への事前通知については、それより前の年分等を含めて私に行っていたいただきたいのですが、どのような手続が必要ですか。【平成 26 年 4 月追加】

- 問 8 昨年までは、所得税の申告について「同意を記載した税務代理権限証書」を継続して提出していましたが、今年提出した税務代理権限証書には、「事前通知に関する同意」の記載を失念してしまいました。この場合の事前通知は、納税者の方と税務代理人の双方に行われますか。【平成 26 年 4 月追加】
- 問 9 「同意を記載した税務代理権限証書」を提出した後、顧客納税者の方から「税務代理は引き続きお願いするが、事前通知は自らが受けたい。」という申出がありました。この場合、どのような手続が必要となりますか。【平成 26 年 4 月追加】
- 問 10 これまでに提出した税務代理権限証書には「事前通知に関する同意」を記載していませんでした。このため、実地の調査があった場合には、顧客納税者の方にも事前通知が行われると思いますが、その際に、顧客納税者の方から事前通知は税務代理人を通じて行ってほしいという要望があった場合には、税務代理人を通じて行ってもらうことは可能ですか。【平成 26 年 4 月一部改訂】
- 問 11 税務代理人として顧客納税者の方に対し事前通知の内容を伝える際、正確を期するため、事前通知事項の内容を記載した書面を交付してもらうことはできますか。
- 問 12 納税者の方に対し事前通知がなされた後に税務代理の委嘱を受けた場合、税務代理人として追加的に事前通知を受けられますか。また、その場合でも、税務代理人につき合理的な理由があれば調査開始日時等の変更を求めることができますか。
- 問 13 印紙税についても、「同意を記載した税務代理権限証書」を提出した場合には、納税者の方への事前通知は税務代理人に対して行われますか。また、調査結果の内容の説明についてはどうですか。【平成 26 年 4 月一部改訂】
- 問 14 納税者の方の同意がある場合には、税務代理人は顧客納税者の方の代わりに調査結果の内容説明等を受けられることとなっていますが、税務代理権限証書を提出していれば同意があるとされるのでしょうか。税務代理権限証書に同意がある旨を明記した場合はどうでしょうか。
- 問 15 一人の納税者の方に複数の税務代理人がいる場合、事前通知は全ての税務代理人に行われるのでしょうか。また、調査結果の内容説明等を税務代理人に行う場合はどうなりますか。

税務調査手続に関するFAQ (税理士向け)

【平成 26 年4月追加】

問1 平成 26 年度税制改正において事前通知に関する規定が改正されましたが、その概要を教えてください。

平成 26 年度税制改正において、国税通則法及び税理士法の一部が改正されました。

これにより、①納税者の方に、税務代理権限証書を提出している税理士等(以下「税務代理人」といいます。)がいる場合で、②提出された税務代理権限証書に、納税者の方への事前通知は当該税務代理人に対して行われることについて同意する旨(以下「事前通知に関する同意」といいます。)の記載があるときには、納税者の方への事前通知は、当該税務代理人に対して行えば足りることとされました(以下、この改正による新たな事前通知の方法を「本制度」といいます。)

今後、税務代理権限証書を作成する際には、納税者の方に「本制度」を説明し、納税者の方から「事前通知に関する同意」が示された場合には、税務代理権限証書にその旨を確実に記載してください。

(注)1 「本制度」は、平成 26 年7月1日以後に行う事前通知から適用されます。

2 「事前通知に関する同意」については、法令上、税務代理権限証書に記載することとされています。このため、税務代理権限証書以外の書面や口頭により「事前通知に関する同意」を示しても、有効なものとは認められません。

【平成 26 年4月追加】

問2 「本制度」については、平成 26 年7月1日以後に行われる事前通知から適用することとされていますが、それ以前(例えば、平成 26 年5月に平成 26 年3月決算法人の申告書を提出する場合)でも、「事前通知に関する同意」を記載した税務代理権限証書を提出することができますか。

「事前通知に関する同意」を記載した税務代理権限証書(以下「同意を記載した税務代理権限証書」といいます。)については、平成 26 年6月 30 日以前であっても提出できます。

したがって、例えば、平成 26 年3月決算法人の申告の際にも、「同意を記載した税務代理権限証書」を提出することができます。

なお、税理士法施行規則の改正により、税務代理権限証書の様式が改訂されており、税務代理権限証書の提出日によって、使用する税務代理権限証書の様式が異なりますのでご注意ください。

《平成 26 年7月1日以後に提出する場合》

改訂後の税務代理権限証書を使用してください(改訂前の様式も、当分の間は使用可)。

《平成 26 年6月 30 日以前に提出する場合》

改訂前の税務代理権限証書を使用してください。

【平成 26 年4月追加】

問3 これまでに提出した所得税(法人税)に関する税務代理権限証書には、「事前通知に関する同意」を記載していませんでしたが、顧客納税者の方から「事前通知に関する同意」が示されたので、次回の申告の際には、「同意を記載した税務代理権限証書」を提出することを予定しています。その際には、これまでに税務代理権限証書を提出した過去の年分等についても、「同意を記載した税務代理権限証書」を再提出する必要がありますか。

次回の申告の際に、過去に税務代理権限証書を提出した年分・事業年度等(以下「年分等」といいます。)も含めることを明らかにして、「同意を記載した税務代理権限証書」を提出する場合には、過去の年分等については、「同意を記載した税務代理権限証書」を再提出する必要はありません。

なお、このケースでは、次回の申告(「同意を記載した税務代理権限証書」の提出)の前に事前通知を行う場合は、納税者の方と税務代理人の双方がその対象となります。納税者の方から「次回の申告の前であっても、私への事前通知は税務代理人に行ってほしい。」という要望があったときには、直近に申告した年分等について、速やかに「同意を記載した税務代理権限証書」を再提出してください。

(注) 新たに税務代理を委任されたため、それより前の年分等について税務代理権限証書を提出していなかったケースは、問7を参照してください。

【平成 26 年4月追加】

問4 相続税の申告の際に税務代理権限証書を提出しましたが、この税務代理権限証書には「事前通知に関する同意」を記載していませんでした。その後に顧客納税者の方から「事前通知に関する同意」があった場合、「同意を記載した税務代理権限証書」を再提出する必要がありますか。

相続税については、翌年分等の申告がありませんので、申告書及び税務代理権限証書を提出した後に、納税者の方から「事前通知に関する同意」が示された場合には、速やかに「同意を記載した税務代理権限証書」を再提出してください。

【平成 26 年4月追加】

問5 顧客納税者の方から「事前通知に関する同意」が示された場合、税務代理権限証書にどのように記載すればよいですか。

「事前通知に関する同意」については、税務代理権限証書に次のとおり記載してください。

なお、平成 26 年7月1日以後に使用する税務代理権限証書には、納税者の方から「事前通知に関する同意」があった場合にチェックする欄が設けられていますが、平成 26 年6月30日以前に使用する税務代理権限証書にはこうした欄がありませんので、「事前通知に関する同意」が記載漏れとならないようご注意ください。

《平成 26 年7月1日以後に提出する場合》

改訂後の税務代理権限証書の「調査の通知に関する同意」欄にレ印を記載してください(改訂前の様式も、当分の間は使用可)。

《平成 26 年6月30日以前に提出する場合》

改訂前の税務代理権限証書の「2 その他の事項」欄に、「上記の代理人に税務代理を委任した事項(過年分の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。)に関して調査が行われる場合には、私(当法人)への調査の通知は、当該代理人に対して行われることに同意します。」と記載してください。

(注) 一の年分等について複数の税務代理人が税務代理を委任されている場合には、それぞれの税務代理人が提出する税務代理権限証書に「事前通知に関する同意」を記載してください。

【平成 26 年4月追加】

問6 税務代理の委任を受けている法人から「事前通知に関する同意」があった場合には、法人税以外の税目についても「同意を記載した税務代理権限証書」を提出する必要がありますか。

法人の調査においては、一般的には、法人税、消費税(地方消費税を含みます。以下この間について同じ。)及び源泉所得税(源泉徴収に係る復興特別所得税を含みます。以下この間について同じ。)の調査が同時に行われます。

このため、消費税や源泉所得税についても、納税者の方から「事前通知に関する同意」が示されているのであれば、その旨を記載した税務代理権限証書を提出してください。

なお、個人の事業者等の調査においても、一般的には、所得税(申告に係る復興特別所得税を含みます。)、消費税及び源泉所得税の調査が同時に行われますので、上記の場合と同様に税務代理権限証書を提出してください。

(注) 源泉所得税についても税務代理を委任されている場合には、税務代理権限証書の「1 税務代理の対象に関する事項」欄に、「所得税(復興特別所得税を含む。)※源泉徴収に係るもの」を記載する必要があります。

【平成 26 年4月追加】

問7 納税者の方から新たに税務代理を委任されましたが、それより前の年分等については、別の税務代理人が「同意を記載した税務代理権限証書」を提出していました。納税者の方への事前通知については、それより前の年分等を含めて私に行っていただきたいのですが、どのような手続が必要ですか。

お尋ねのケースでは、納税者の方の意向を確認の上、提出する税務代理権限証書の「過年分に関する税務代理」欄及び「調査の通知に関する同意」欄にレ印を記載してください。

税務代理権限証書の「過年分に関する税務代理」欄にレ印を記載することで、税務代理を委任されていなかった過去の年分等(前任の税務代理人が税務代理権限証書を提出していた年分等を含みます。)についても、調査が行われる場合の税務代理を委任することができます。

なお、過去の年分等について税務代理権限証書の提出を失念していた場合にも、同様に記載してください。

(注) 上記の回答は、平成 26 年7月1日以後に税務代理権限証書を提出する場合を想定しています。平成 26 年6月 30 日以前に税務代理権限証書を提出する場合には、改訂前の税務代理権限証書の「2 その他の事項」欄に、「上記の税目に関して調査がある場合には、上記の年分等より前の年分等についても税務代理を委任します。また、上記の代理人に税務代理を

委任した事項(過年分の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。)に関して調査が行われる場合には、私(当法人)への調査の通知は、当該代理人に対して行われることに同意します。」と記載してください。

【平成 26 年4月追加】

問8 昨年までは、所得税の申告について「同意を記載した税務代理権限証書」を継続して提出していましたが、今年提出した税務代理権限証書には、「事前通知に関する同意」の記載を失念してしまいました。この場合の事前通知は、納税者の方と税務代理人の双方に行われますか。

調査時点における直近の年分等の税務代理権限証書に「事前通知に関する同意」が記載されていない場合には、それより前の年分等について「同意を記載した税務代理権限証書」が提出されていたとしても、事前通知は、原則として納税者の方と税務代理人の双方に行うこととなります。

このため、納税者の方から「事前通知に関する同意」が示された場合には、その後、納税者の方の意思に変更がない限り、「同意を記載した税務代理権限証書」を継続して提出してください。

なお、提出した税務代理権限証書に「事前通知に関する同意」を記載していなかったことに気付いた場合には、速やかに「同意を記載した税務代理権限証書」を再提出してください。

【平成 26 年4月追加】

問9 「同意を記載した税務代理権限証書」を提出した後、顧客納税者の方から「税務代理は引き続きお願いするが、事前通知は自らが受けたい。」という申出がありました。この場合、どのような手続が必要となりますか。

「同意を記載した税務代理権限証書」を提出した後に納税者の方の意思に変更があった場合、「事前通知に関する同意」を記載しない税務代理権限証書を再提出することもできますが、調査担当者が税務代理人に事前通知のための連絡をした際に、その旨をお伝えいただいても差し支えありません。

【平成 26 年4月一部改訂】

問 10 これまでに提出した税務代理権限証書には「事前通知に関する同意」を記載していませんでした。このため、実地の調査があった場合には、顧客納税者の方にも事前通知が行われると思いますが、その際に、顧客納税者の方から事前通知は税務代理人を通じて行ってほしいという要望があった場合には、税務代理人を通じて行ってもらうことは可能ですか。

提出された税務代理権限証書に「事前通知に関する同意」が記載されていない場合には、納税者の方にも事前通知を行うこととなりますが、その際に、納税者の方から事前通知事項の詳細は税務代理人を通じて通知しても差し支えない旨の申立てがあったときには、納税者の方には実地の調査を行うことのみを通知し、その他の事前通知事項は税務代理人を通じて通知することとしています。

問 11 税務代理人として顧客納税者の方に対し事前通知の内容を伝える際、正確を期するため、事前通知事項の内容を記載した書面を交付してもらうことはできますか。

実地の調査の事前通知の方法については法令上は規定されておらず、事前通知は原則として

電話により口頭で行うこととしているため、要望によって事前通知内容を記載した書面を交付することはありません。

なお、納税者の方に直接電話による事前通知を行うことが困難と認められる場合は、税務当局から直接納税者の方に事前通知事項の内容を記載した書面を郵送することもありますので、調査担当者にご相談ください。

問 12 納税者の方に対し事前通知がなされた後に税務代理の委嘱を受けた場合、税務代理人として追加的に事前通知を受けられますか。また、その場合でも、税務代理人につき合理的な理由があれば調査開始日時等の変更を求めることができますか。

税務代理権限証書が提出された時点が、納税者の方に対して事前通知した調査開始日時より前である場合には、新たに税務代理人となった方にも事前通知を行うこととしています。また、新たに税務代理人となった方に関し、調査開始日時等の変更を求める合理的な理由がある場合には、申し出ていただければ、変更を協議します。

【平成 26 年 4 月 一部改訂】

問 13 印紙税についても、「同意を記載した税務代理権限証書」を提出した場合には、納税者の方への事前通知は税務代理人に対して行われますか。また、調査結果の内容の説明についてはどうですか。

税理士法においては、印紙税は税理士業務の対象税目とされていませんので、税理士が、印紙税に関して国税通則法に規定する「税務代理人」に該当することはありません。

したがって、印紙税について「同意を記載した税務代理権限証書」を提出したとしても、印紙税の調査に関する事前通知については、納税者の方に対して行うこととなります。

また、調査結果の内容の説明についても、同様に納税者の方に対して行います。

問 14 納税者の方の同意がある場合には、税務代理人は顧客納税者の方の代わりに調査結果の内容説明等を受けられることとなっていますが、税務代理権限証書を提出していれば同意があるとされるのでしょうか。税務代理権限証書に同意がある旨を明記した場合はどうでしょうか。

調査結果の内容説明等は、納税者の方に税務代理人がいる場合でも、原則として納税者の方ご本人に対して行います。

ただし、当該調査結果の内容の説明を、納税者の方に代わって税務代理人に説明してほしいという納税者の方の明確な意思表示がある場合には、納税者の方に代わって税務代理人に調査結果の内容の説明を行うこととしています。

したがって、調査担当者は、税務代理権限証書が提出されている場合であっても、調査結果の内容説明等を行う前に、納税者の方に直接同意の事実を確認する方法、又は税務代理人を通じて同意の事実を証する書面の提出を求める方法により、納税者の方の同意があることを確認することとしています。また、仮に税務代理権限証書に調査結果の内容説明等について同意する旨が明記されていても、改めて、調査結果の内容説明等を行う時点で同意の有無を確認します。

なお、実地の調査以外の調査の場合には、調査結果の内容説明等の時点で納税者の方の同意を直接確認することが困難なときもありますから、そのようなときには、税務代理人を通じて納税

者の方の意向を確認できれば、税務代理人に対して説明を行うこととしています。

問 15 一人の納税者の方に複数の税務代理人がいる場合、事前通知は全ての税務代理人に行われるのでしょうか。また、調査結果の内容説明等を税務代理人に行う場合はどうなりますか。

実地の調査の相手方となる納税者の方に税務代理人が複数ある場合には、納税者の方と併せて、全ての税務代理人に事前通知を行います。

また、調査結果の内容説明等について、国税通則法第 74 条の 11 第5項に基づき、納税者の方への説明等に代えて税務代理人に説明等を行う際は、納税者の方の同意を確認する際に、いずれの税務代理人に対して説明等を行うべきかを併せて確認し、指名された税務代理人に対して調査結果の内容説明等を行います。

平成 26 年 4 月

国 税 庁

平成 26 年分の路線価図等の閲覧について

相続税・贈与税の土地などの評価に用いる平成 26 年分の路線価図等の閲覧は、7 月 1 日（火）からを予定しています。

- 路線価図等は、ご自宅などでインターネットにより閲覧できます。

国税庁ホームページでは、全国の過去 3 年分の路線価図等がご覧になれます【<http://www.rosenka.nta.go.jp>】。

- 全国の国税局・税務署でパソコンにより閲覧できます。

混雑時はお待ちいただく場合があります。

「領収証」等に係る印紙税の 非課税範囲が拡大されました

(平成26年4月1日以降作成されるものに適用されます)

平成25年4月
国 税 庁

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部が改正され、平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました。

「金銭又は有価証券の受取書」に係る非課税範囲の拡大

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが、平成26年4月1日以降に作成されるものについては、受取金額が5万円未満のものについて非課税とされることとなりました。

「金銭又は有価証券の受取書」とは

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠証書をいいます。

したがって、「領収証」、「領収書」、「受取書」や「レシート」はもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらには、「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証明するために作成するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

(注) 1 印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼ったような場合には、所轄税務署長に過誤納となった文書の原本を提示し、過誤納の事実の確認を受けることにより印紙税の還付を受けることができます。

「領収証」等を取引の相手方に交付している場合でも、過誤納の事実の確認を受けるには、過誤納となった文書の原本を提示する必要がありますので、収入印紙を貼る際には誤りのないようご注意ください。

2 消費税及び地方消費税の金額(以下「消費税額等」といいます。)が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引にあたって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、その消費税額等の金額は「領収証」等に記載された受取金額に含めないこととされています。

- 還付を受けるための手続など、印紙税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署(電話相談センター)へお尋ねください。
- 国税庁ホームページでは税に関する情報等を提供しています。税に関する質問についてはタックス・アンサー(よくある税の質問)もご利用ください。

【国税庁ホームページ www.nta.go.jp】



この社会あなたの税がいきている

平成26年度

租税教育セミナーのご案内

～租税教育について考えてみませんか～



租税教育セミナーとは

学校教育に携わる皆様に、教育現場における租税教育の実践事例や租税教育の現状に関する情報などを提供し、租税教育の一層の充実を図っていただくことを目的に開催しているものです。

お問い合わせ先

○ 浦和税務署

税務広報広聴官 吉川・橋本

電話 048-833-2653 (直通)

○ 最寄りの各税務署 総務課

～開催日程等～

日時 平成26年8月8日(金)

13:00～16:30

(受付 12:30～)

会場 プラザウエスト

(裏面のとおり)

募集人員 200名

参加費用 無料

内容 ① 租税教育実践報告

実際に租税教育に携わっている県内の小、中、高等学校の先生等から効果的な指導方法等に関する実践事例を紹介していただきます。

② 一般教養講話

(講師)

落語家

桂 才賀 師匠

主催：関東信越国税局
後援：埼玉県教育委員会 さいたま市教育委員会
埼玉県中学校長会 埼玉県高等学校長協会
一般社団法人埼玉県私立中学高等学校協会

埼玉県公立小学校校長会

埼玉県租税教育推進協議会

キリトリ線

受講申込書

所属 (学校名等)	
住所 (連絡先等)	
ふりがな	
氏名	

申込方法

必要事項をご記入いただき、所属学校等に取りまとめの上、6月6日(金)までに最寄りの税務署へ郵送等でご提出ください。

教養講話・講師のプロフィール

◎ 落語家 桂 才賀 師匠



1950年東京都生まれ。

九代目桂文治・古今亭志ん朝に入門し、1985年に真打昇進、七代目桂才賀を襲名。

1980年から日本テレビ「笑点」のレギュラーメンバーとして8年間出演するほか、「鬼平犯科帳」などテレビや映画でも活躍。入門前には、海上自衛隊への入隊経験も持つ。

現在は、本業の傍ら、法務省少年院篤志面接委員（久里浜少年院・茨城農芸学院）として、全国の少年院等への面接活動を積極的に行っており、少年院等との関わりは26年、1,000回を超える。また、中央大学落語研究会指導役、防衛省自衛隊統幕学校常任講師、防衛大学校講師を務める。幅広い分野での経験を生かして、教育関係者やPTAを対象とした講演でも活躍中。

（著書）

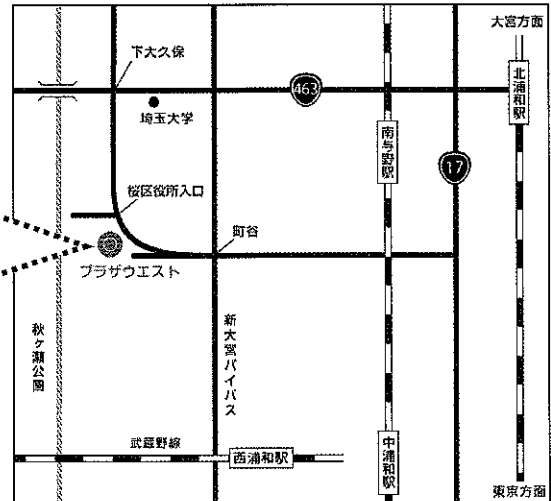
『子供を叱れない大人たちへ』（実務教育出版）ほか

租税教育セミナー会場のご案内

プラザウエスト

住所：さいたま市桜区道場4-3-1

電話：048-858-9080



- 【浦和駅】JR 浦和駅西口ターミナル2・3番乗り場、「大久保浄水場」行きバス乗車約30分
「十石田（じゅっこくた）」または「桜区役所」下車
※ 一部桜区役所バス停を經由しておりませんので、あらかじめご確認ください。
 - 【南与野駅】JR 南与野駅北入口バス停、「埼玉大学」行き乗車約10分「埼玉大学」下車徒歩約20分
 - 【北浦和駅】JR 北浦和駅西口、「埼玉大学」行きバス乗車約20分「埼玉大学」下車徒歩約20分
 - 【コミュニティバス利用の場合】JR 西浦和駅から「市民医療センター」行きバス乗車約20分
JR 中浦和駅から「市民医療センター」行きバス乗車約30分
- ※ 有料駐車場はありますが、台数に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

租税教育セミナーに対するご要望等がございましたら、ご記入ください。